

<p>增值税一般纳税人登记管理办法 国家税务总局令第43号</p>	<p>增值税一般纳税人登記管理弁法 国家稅務總局令第 43 号</p>
<p>《增值税一般纳税人登记管理办法》已经2017年11月30日国家税务总局2017年度第2次局务会议审议通过，现予公布，自2018年2月1日起施行。</p> <p>附件： 1. 增值税一般纳税人登记表 2. 选择按小规模纳税人纳税的情况说明</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局局长：王军 2017年12月29日</p>	<p>《增值税一般纳税人登記管理弁法》は、すでに 2017 年 11 月 30 日の国家稅務總局 2017 年度第 2 回局務會議の審議を通過しているため、ここに公布し、2018 年 2 月 1 日より施行する。</p> <p>付属文書： 1. 增值税一般纳税人登記表 2. 小規模納税者としての納税選択状況説明</p> <p style="text-align: right;">国家稅務總局局長：王軍 2017 年 12 月 29 日</p>
<p style="text-align: center;">增值税一般纳税人登记管理办法</p> <p>第一条 为了做好增值税一般纳税人（以下简称“一般纳税人”）登记管理，根据《中华人民共和国增值税暂行条例》及其实施细则有关规定，制定本办法。</p> <p>第二条 增值税纳税人（以下简称“纳税人”），年应税销售额超过财政部、国家税务总局规定的小规模纳税人标准（以下简称“规定标准”）的，除本办法第四条规定外，应当向主管税务机关办理一般纳税人登记。</p> <p>本办法所称年应税销售额，是指纳税人在连续不超过12个月或四个季度的经营期内累计应征增值税销售额，包括纳税申报销售额、稽查查补销售额、纳税评估调整销售额。</p> <p>销售服务、无形资产或者不动产（以下简称“应税行为”）有扣除项目的纳税人，其应税行为年应税销售额按未扣除之前的销售额计算。纳税人偶然发生的销售无形资产、转让不动产的销售额，不计入应税行为年应税销售额。</p> <p>第三条 年应税销售额未超过规定标准的纳税人，会计核算健全，能够提供准确税务资料的，可以向主管税务机关办理一般纳税人登记。</p>	<p style="text-align: center;">增值税一般纳税人登記管理弁法</p> <p>第一条 增值税一般纳税人（以下「一般納税者」）の登記管理を適切に行うため、《中華人民共和國増値税暫定条例》およびその実施細則の関連規定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 増値税納税者（以下「納税者」）は、年間課税売上高が財政部・国家稅務總局が規定した小規模納税者の基準（以下「規定基準」）を超過した場合、本弁法第四条の規定を除き、主管稅務機關において一般納税者登記を行わなければならない。</p> <p>本弁法でいう年間課税売上高とは、納税者の連続して12ヶ月あるいは4四半期を超えない経営期間内の累計課税増値税売上高を指し、納税申告する売上高・査察により追徴する売上高・納税評価により調整する売上高を含む。</p> <p>サービス・無形資産あるいは不動産の販売（以下「課税行為」）に控除項目のある納税者について、その課税行為の年間課税売上高は控除する前の売上高に基づき計算しなければならない。納税者に偶然発生した無形資産の販売・不動産の譲渡の売上高は、課税行為の年間課税売上高に計上しない。</p> <p>第三条 年間課税売上高が規定基準を超過していない納税者は、會計計算が健全で、正確な稅務資料を提供可能な場合、主管稅務機關において一般納税者登記を行うことができる。</p>

本办法所称会计核算健全，是指能够按照国家统一的会计制度规定设置账簿，根据合法、有效凭证进行核算。

第四条 下列纳税人不办理一般纳税人登记：

- (一) 按照政策规定，选择按照小规模纳税人纳税的；
- (二) 年应税销售额超过规定标准的其他个人。

第五条 纳税人应当向其机构所在地主管税务机关办理一般纳税人登记手续。

第六条 纳税人办理一般纳税人登记的程序如下：

(一) 纳税人向主管税务机关填报《增值税一般纳税人登记表》（附件1），如实填写固定生产经营场所等信息，并提供税务登记证件；

(二) 纳税人填报内容与税务登记信息一致的，主管税务机关当场登记；

(三) 纳税人填报内容与税务登记信息不一致，或者不符合填列要求的，税务机关应当场告知纳税人需要补正的内容。

第七条 年应税销售额超过规定标准的纳税人符合本办法第四条第一项规定的，应当向主管税务机关提交书面说明（附件2）。

第八条 纳税人在年应税销售额超过规定标准的月份（或季度）的所属申报期结束后15日内按照本办法第六条或者第七条的规定办理相关手续；未按规定时限办理的，主管税务机关应当在规定时限结束后5日内制作《税务事项通知书》，告知纳税人应当在5日内向主管税务机关办理相关手续；逾期仍不办理的，次月起按销售额依照增值税税率计算应纳税额，不得抵扣进项税额，直至纳税人办理相关手续为止。

本弁法でいう会計計算が健全であるとは、国家統一の会計制度の規定に基づき帳簿を設置し、合法・有効な証憑に基づき計算できることを指す。

第四条 下記の納税者は一般納税者登記を行わない：

- (一) 政策の規定に基づき、小規模納税者としての納税を選択する場合；
- (二) 年間課税売上高が規定基準を超過するその他個人。

第五条 納税者は、その機構所在地の主管税務機関において一般納税者登記手続を行わなければならない。

第六条 納税者が一般納税者登記を行う手順は以下の通りである：

(一) 納税者は、主管税務機関に《増値税一般納税者登記表》（付属文書 1）を作成・報告し、事実通りに固定の生産経営場所などの情報を記入し、併せて税務登記証を提供する；

(二) 納税者の記入内容が税務登記情報と一致する場合、主管税務機関はその場で登記する；

(三) 納税者の記入内容が税務登記情報と一致しない場合、あるいは記入要求と合致しない場合、税務機関はその場で納税者に補正が必要な内容を知らせなければならない。

第七条 年間課税売上高が規定基準を超過する納税者が本弁法第四条第一項の規定に合致する場合、主管税務機関に書面説明（付属文書2）を提出しなければならない。

第八条 納税者は、年間課税売上高が規定基準を超過した月（あるいは四半期）の申告期限終了後より15日以内に本弁法第六条あるいは第七条の規定に基づき関連手続を行う；規定の期限に手続しなかった場合、主管税務機関は、規定期限終了後より5日以内に《税務事項通知書》を作成し、納税者に5日以内に主管税務機関に関連手続を行うよう告知しなければならない；期限を過ぎても依然として手続していない場合、翌月より売上高は増値税税率に基づき課税額を計算し、納税者が関連手続を行うまで、仕入税額を控除してはならない。

第九条 纳税人自一般纳税人生效之日起，按照增值税一般计税方法计算应纳税额，并可以按照规定领用增值税专用发票，财政部、国家税务总局另有规定的除外。

本办法所称的生效之日，是指纳税人办理登记的当月1日或者次月1日，由纳税人在办理登记手续时自行选择。

第十条 纳税人登记为一般纳税人后，不得转为小规模纳税人，国家税务总局另有规定的除外。

第十一条 主管税务机关应当加强对税收风险的管理。对税收遵从度低的一般纳税人，主管税务机关可以实行纳税辅导期管理，具体办法由国家税务总局另行制定。

第十二条 本办法自2018年2月1日起施行，《增值税一般纳税人资格认定管理办法》（国家税务总局令第22号公布）同时废止。

第九条 納税者は、一般納税者の発効日より、増値税一般納税方法に基づき課税額を計算し、併せて規定に基づき増値税専用発票を受領・使用することができるが、税務部・国家税務総局に別の規定がある場合を除く。

本弁法でいう発効日とは、納税者の登記を行った当月1日あるいは翌月1日を指し、納税者が登記手続を行う際に自ら選択する。

第十条 納税者は、一般納税者としての登記後、小規模納税者に変更してはならないが、国家税務総局に別の規定がある場合は除く。

第十一条 主管税務機関は、税収リスクに対する管理を強化しなければならない。税収遵守度の低い一般納税者に対して、主管税務機関は納税指導期間管理を実行することができるが、具体的な方法は、国家税務総局が別途制定する。

第十二条 本弁法は、2018年2月1日より施行し、《増値税一般納税者資格認定管理弁法》（国家税務総局令第22号として公布）は、同時に廃止する。